

# 卒業（進級）要件

## 1. 教科履修および単位認定

- 1) 各科全課程について履修の義務を負い、当該年度に単位認定を受けなければならない。  
授業の成績評定は、学年末において前後期等に行う試験、実習の評価、出席状況、履修状況（授業態度、レポート、制作課題の提出状況等）を総合的に評価して行う。なお、成績の一部が不可のままでは進級、卒業できない。

### 〈成績評価〉

秀	90～100点
優	80～89点
良	70～79点
可	60～69点
不可	59点以下

- 2) 各教科の評定について、欠席時数（公欠含）が授業時数の3分の1（実習においては5分の1）を超える場合には、成績評価を受けることができない。
- 3) 補講により不足分を補充したときは、前項の限りではない。
- 4) 介護職員初任者研修の指定された科目及び医療的ケアの教科については、欠席した科目について補講を行い、補講により不足分を補充したとき、その研修及び教科の履修を認定する。

## 2. 出欠席

- 1) 欠席、遅刻、早退の確認は、その日の朝及び帰りのホームルームにて行う。
- 2) 全開校日数の5パーセント以上（おおむね10日）の欠席値がある場合、卒業（進級）に重大な影響を及ぼす。
- 3) 遅刻・早退  
遅刻及び早退については、3回につき欠席値1回に換算する。
- 4) 公欠は欠席日数に含めない。

### 【学則より抜粋】

#### 第20条2

本校所定の修業年限以上在学し、別紙第1（第8条関係）による教育課程を修了した者には卒業証書（別記第1号様式）および専門誌（教育社会福祉専門課程）の称号を授与する。

### 【教務規定より抜粋】

#### 第4条4

資格に関わる教科及びその他の教科の単位取得の認定は、卒業（進級）確認会議の審議を経て、下記の各項の条件を同時に満たしている場合に学校長が行う。

- ①履修が認定されていること
- ②成績評価に「不可」がないこと